

# 平成 24 年第 3 回にかほ市議会臨時会会議録（第 1 号）

1、平成 24 年 4 月 23 日第 3 回にかほ市議会臨時会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	伊 東 温 子	2 番	鈴 木 敏 男
3 番	奥 山 収 三	4 番	佐々木 弘 志
5 番	竹 内 賢	6 番	伊 藤 知
7 番	宮 崎 信 一	8 番	飯 尾 明 芳
9 番	佐々木 正 明	10 番	小 川 正 文
11 番	竹 内 睦 夫	12 番	村 上 次 郎
13 番	市 川 雄 次	14 番	菊 地 衛
15 番	池 田 甚 一	16 番	加 藤 照 美
17 番		18 番	佐 藤 元
19 番	齋 藤 修 市	20 番	佐 藤 文 昭

1、本日の出席議員（ 19 名 ）

1 番	伊 東 温 子	2 番	鈴 木 敏 男
3 番	奥 山 収 三	4 番	佐々木 弘 志
5 番	竹 内 賢	6 番	伊 藤 知
7 番	宮 崎 信 一	8 番	飯 尾 明 芳
9 番	佐々木 正 明	10 番	小 川 正 文
11 番	竹 内 睦 夫	12 番	村 上 次 郎
13 番	市 川 雄 次	14 番	菊 地 衛
15 番	池 田 甚 一	16 番	加 藤 照 美
17 番		18 番	佐 藤 元
19 番	齋 藤 修 市	20 番	佐 藤 文 昭

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 金 子 勇 一 郎 班 長 兼 副 主 幹 佐 藤 正 之  
副 主 幹 佐々木 孝 人

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	横山 忠 長	副市長	須田 正 彦
教育長	渡辺 徹	総務部長	森 鉄 也
市民福祉部長	細矢 宗 良	産業建設部長	佐藤 正
教育次長	武藤 一 男	ガス水道局長	佐藤 俊 文
消防長	柳橋 稔	会計管理者	須藤 金 悦
総務部総務課長	齋藤 隆	企画情報課長	齋藤 均
財政課長	佐藤 正 春	防災課長	須田 一 治
税務課長	齋藤 洋	生活環境課長	小松 幸 一
子育て長寿支援課長	齋藤 美枝子	農林水産課長	伊東 秀 一
商工課長	佐々木 敏 春	観光課長	佐藤 均
建設課長	佐藤 信 夫	教育委員会総務課長	齋藤 義 行
スポーツ振興課長	浅利 均		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第1号

平成24年4月23日（月曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 副議長の選挙
- 第4 報告第1号 専決処分の報告について（専決第4号）
- 第5 議案第51号 にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）
- 第6 議案第52号 にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）
- 第7 議案第53号 平成23年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）
- 第8 議案第54号 平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）について
- 第9 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

## 午前10時00分 開 会

●議長（佐藤文昭君） 会議に入る前に、3月30日に亡くなられました副議長池田好隆さんの御冥福をお祈りするため黙祷をささげたいと思いますので、皆様、御起立をお願いします。

黙祷。

### 【黙祷】

●議長（佐藤文昭君） 黙祷を終わります。着席してください。ありがとうございました。

ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

ただいまから平成24年第3回にかほ市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第79条の規定によって、18番佐藤元議員、19番齋藤修市議員を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。議会運営委員長の報告を求めます。佐藤元議会運営委員長。

### 【議会運営委員長（18番佐藤元君）登壇】

●議会運営委員長（佐藤元君） おはようございます。4月16日開会した議会運営委員会の報告をいたします。

今臨時会の提案されています議案は、配付済みの議案綴りのとおりであります。専決処分の報告1件、条例の一部を改正する条例制定が2件、平成23年度一般会計補正予算、平成24年度一般会計補正予算の計4件であります。

なお、去る4月3日の強風による被害状況は一覧表でお手元に配付されていると思いますので、御審議のほどをよろしく願いいたします。今臨時会においての現場踏査は行わないということで確認をしております。

よって、今臨時会の会期は本日4月23日一日限りといたします。

以上です。

●議長（佐藤文昭君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

### 【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

### 【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間に決定しました。

日程第3、副議長の選挙を行います。

これから副議長の選挙を行います。

この選挙は投票で行います。議場を閉鎖します。

**【議場閉鎖】**

- 議長（佐藤文昭君） ただいまの出席議員数は19人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に5番竹内賢議員、6番伊藤知議員、7番宮崎信一議員を指名します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。本選挙は、公職選挙法第68条の2の適用はありませんので、これらの票は無効になります。投票用紙には必ず名字と名前をはっきり記入願います。

投票用紙を配付します。

**【投票用紙配付】**

- 議長（佐藤文昭君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤文昭君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

**【投票箱点検】**

- 議長（佐藤文昭君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

**【点呼に応じ各員投票】**

- 議長（佐藤文昭君） 投票漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤文昭君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

開票を行います。5番竹内賢議員、6番伊藤知議員、7番宮崎信一議員、開票の立ち会いをお願いします。

**【立会人竹内賢君、伊藤知君、宮崎信一君立ち会いの上、開票】**

- 議長（佐藤文昭君） 選挙の結果を報告します。

投票総数19票、これは、先ほどの出席議員数に符号しております。そのうち有効投票18票、無効投票1票。有効投票のうち、伊藤知議員13票、竹内賢議員5票、以上のとおりです。

したがって、伊藤知議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

**【議場閉鎖を解く】**

- 議長（佐藤文昭君） ただいま副議長に当選された伊藤知議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

副議長に当選された伊藤知議員から、議長席の前の演壇でごあいさつをお願いします。

**【副議長（伊藤知君）登壇】**

- 副議長（伊藤知君） 今回は、皆様の御推挙によって副議長に就任することができました。本当

にありがとうございます。前の池田副議長と同じ会派と一緒に4年間、ともにしてました。しょっちゅう、いろんな会合に行くと池田好隆さんからは、この男は生意気なやろうだと、きかねえ男だと、ほめられてるのかどうか分かりませんでしたけども、そこが私のいいところであって、また欠点ではあるかとは思いますが。しかし、これからはかほ市議会を活性化するためには、こういう男もいてもいいのではないかなと思いますので、皆さんとともに議長を助けて議会の発展に努めてまいりたいと思いますので、今まで以上の御支援をよろしくお願いいたします。ありがとうございます。（拍手）

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案を上程する前にお諮りします。本日上程される議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略して本会議において決したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

日程第4、報告第1号専決処分の報告について（専決第4号）の報告1件、日程第5、議案第51号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）から日程第8、議案第54号平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）についての議案4件、計5件を一括議題とします。

朗読を省略しまして、当局からの報告及び提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。

議案の要旨を説明する前に、強風被害と釜ヶ台小・中学校の跡地利用などについて報告をしたいと思います。

4月3日から4日にかけて発生した強風と高潮による被害についてであります。4月3日午前6時21分、秋田地方気象台から強風と高潮に関する気象情報が発表されたことから、市では午後3時に、にかほ市災害警戒部を設置しました。また、海岸部では10メートルの波が予想されたことから、平成16年の台風15号並みの被害を想定し、市内3カ所の公民館に避難所を開設しました。午後4時には防災無線と防災安心メールで避難準備情報を発令し、各警戒部と消防署にパトロールの強化を指示したところであります。その後の午後9時ころには風速22.5メートル、4日午前2時には最大瞬間風速40.4メートルを記録いたしました。午前6時には各庁舎ごとに職員を動員し、市内の被害調査を実施しながら、午前9時には、にかほ市災害対策部を設置し被害調査の強化を図ったところであります。市道等をふさぐなど支障となった倒木は約85本、海岸部の市道では高潮の影響で未明から漂着物が市道に打ち上げられ、4カ所において一時通行どめをしております。

午後6時の風速20メートルを最後に風は穏やかになりましたが、人的被害として、軽傷1名、住宅被害として、一部破損64棟、床上浸水3棟、床下浸水6棟、ブロック塀の損壊3カ所など322件、停電は2,300戸に及びました。また、開設された避難所には13世帯24人が避難し、各自治会館には3世帯6人が避難をしております。

農林水産関係を除いた建物等の被害額は、19日時点で、住宅・非住宅関係が2,960万円、公共施

設関係が3,100万円、合計で6,060万円となっております。そのほか、市営住宅の屋根瓦が突風により落下し、駐車していた車両を破損する事故が、市営住宅立石で4件、市営住宅高森で1件となっており、損害額については現在、保険会社が調査中であります。

次に、農業関係の被害状況であります。農業用ビニールハウスの被害は、全壊が水稲用78棟、養鶏用1棟、ビニールの破損は、水稲用142棟、園芸用46棟、養鶏用1棟で、全体で268棟に上り、被害額は約3,725万円となっております。また、養鶏用のハウス被害に伴い、比内地鶏70羽に影響があり、約14万円の損害を受けております。

農業用ハウス等の被害については、秋田県の支援と協力し、市としても営農活動に不安を抱くことがないように、被災ハウスへの補助制度や利子補給などの支援策を講じてまいりたいと考えております。

次に、水産関係の被害であります。小砂川漁港の離岸堤80メートルの地盤が洗掘され沈下したことから、災害復旧工事——まあ災害の査定を受けたい、事業費にはおおよそ3,000万円くらいになるのではないかなと思っております。また、秋田県が調査したにかほ市の水産施設等の被害状況は、調査中を除き、平沢地区で護岸など約8,900万円、金浦地区で突堤など2億6,000万円、象潟地区で堤防防波堤など1億2,200万円と見込まれ、にかほ市全体では4億7,100万円となっております。そのほか民間の漁船や漁具等の被害も約2,500万円になる見通しで、市全体の被害額としてはおおよそ6億2,400万円となる見込みであります。

以上のとおり被害の概要を報告しましたが、今回、市有施設の復旧に係る予算を補正計上しております。また、一部緊急を要したものについては予備費で対応させていただきましたので、御了承をお願いいたします。

次に、釜ヶ台小・中学校の跡地利用の動きについて報告します。

平成22年3月をもって閉校となった釜ヶ台小・中学校の跡地利用については、地域住民とのたび重なる協議の中で、廃校後の校舎を利用しながら釜ヶ台地区の活性化を図ることができないか、いろいろと検討してきたところであります。

その中で、平成21年9月に、自然豊かな由利地域に第二の居宅を取得して都市と田舎暮らしを楽しむ二地域居住を支援するNPO法人長善の会の訪問を受けました。同会の会長は旧岩城町の出身で、旧岩城町の活性化を目指す中で由利本荘市内でこの計画を進めていたところですが、にかほ市もまた風光明媚で自然豊かなことから、活動の輪を広げようと訪れたものであります。本市としても定住促進の効果を期待して、市内にある空き家を紹介しながら二地域居住ツアーに参加したところであります。こうした御縁をきっかけに、長善の会の活動や、そしてこの活動を支える株式会社岩城のかあさんの存在を知ることになりました。そこで、釜ヶ台小・中学校の跡地利用が話題となり、どのような活用方法が可能かを一緒になってこれまで検討してきたところであります。早速、釜ヶ台地区のミニトマト生産グループが旧岩城町にあるにんじんジャムの工場を視察し、社長からお話を伺い、ミニトマトが出荷できないかなど要望や相談がなされ、結果として現在はハート型のミニトマト「ベリートマト」の生産へとつながったところであります。その後、釜ヶ台地区での事業説明会や山菜など原材料の提供・協力の呼びかけを行い、まずは山菜の加工所として、試行

段階ではありましたが厨房を利用しての取り組みが平成23年4月から始まりました。当初は期待していた山菜が集まらなかったことで、岩城の工場で生産しているレトルト食品関係の野菜の前処理など一次加工所として市内から4人を雇用して稼働させ、現在に至っております。

試行的な稼働から1年が経過した4月10日、いよいよ本格的な事業の展開に向けて、株式会社岩城のかあさんから釜ヶ台小・中学校施設の利用拡大と高齢者世帯配食サービスの支援のお願いとして、市に対し施設利用と支援のお願いが提出されたところであります。

施設利用の概要を申し上げますと、建物1階部分を生産工場として、レトルト惣菜とカット野菜製造などの生産体制を順次整える計画であります。2階部分は、1階部分が整備された後の段階と思われるが、障害者就労施設、寄宿舎としての活用を計画するとしております。また、グラウンドの利用については農業生産ハウスとして利用したいとしており、これらの施設整備に要する費用は約6,000万円を見込んでおります。そのうち秋田県から補助金2,500万円ほどが得られるとのこと、残りは自己資金で賄う予定となっております。

生産されるレトルト食品などは全国の小売店や道の駅、大手スーパーなどで販売されるほか、高齢者福祉施設等での引き合いが次第に多くなっているようであります。また、カット野菜については、秋田プリマハムとの業務提携が整ったことから、釜ヶ台を本工場として年間100トン弱の出荷と8億円程度の生産出荷額を見込んでおり、施設全体では60名から80名ほどの新規地元雇用が可能となる計画であります。

また、地域高齢者配食サービス事業を計画しておりますが、これは「おかず箱」と言われ、特に高齢者世帯の生活支援を目指すもので、レトルト食品——50種類程度になりますが、50種類程度をかつての富山の置き薬のように、希望する世帯に配置して、食べた分だけ集金をする仕組みであります。このことは、高齢者の引きこもりなどの孤立化防止に役立ち、安否確認や見守り活動の一つになるものと思われま。

この後、27日には市内の事業者——これは製造業ですが、製造業に対して説明会を開催しながら、連携して取り組むことができるかどうか探ることにしております。

また、校舎を貸し出す場合、建物の耐震化や電源設備の改修など検討しなければならない課題もありますが、釜ヶ台地区の活性化や雇用の拡大につながるよう行政としてもどのような支援をできるか検討してまいりたいと思っております。

次に、象潟グラウンドの芝化事業についてであります。

象潟グラウンドは、これまで地域のスポーツ活動やサッカー大会などさまざまなイベント会場として使用され、隣接する象潟中学校の体育の授業、運動会、クラブ活動なども活用されてまいりました。しかしながら、グラウンド表面が土であるため、強風のときは近隣住宅へ飛砂被害が発生し、長年にわたって御迷惑をかけてきたところであります。この解決策として、平成24年度スポーツ振興くじ助成による天然芝化事業が交付決定を受けたところでありますので、5月中旬ころに予定されている臨時会に補正予算を提案したいと考えております。

なお、事業の内容としては、きょうお配りしております資料のとおり整備面積が約1万3,400平方メートルで、実施設計及び設計管理委託のほか、グラウンド全体の除草及び土壌改良、陸上トラッ

ク以外の部分の芝化と養生、配管設備などの灌水設備工事などを計画しておりますが、事業費は約4,250万円で、補助率は約80%となっております。

なお、事業の実施に当たっては、地元町内会や中学校などと連携をとりながら整備をしてみたいと思っております。

それでは、臨時会に提案しております議案の要旨について御説明をいたします。

報告第1号専決処分の報告について（専決第4号）でございます。

平成24年2月4日、建設課の除雪作業員が上小国地内の市道の除雪作業中において、道路脇に設置された清涼飲料自動販売機に除雪ドーザが接触し損害が生じたもので、平成24年4月3日付で損害賠償額の決定について専決処分を行い、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告するものであります。

議案第51号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）でございます。

地方税法の一部を改正する法律等が平成24年3月31日に公布され、にかほ市税条例の一部を改正する必要があり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであり、同条第3項の規定に基づき報告し承認を求めるものであります。

次に、議案第52号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分報告及びその承認について（専決第2号）でございます。

議案第51号に同じく、地方税法の一部を改正する法律等が平成24年3月31日に公布され、にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであり、同条第3項の規定に基づき報告し承認を求めるものであります。

次に、議案第53号平成23年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）でございます。

平成24年3月31日付で専決処分した平成23年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）について承認を求めるものであり、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,717万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億6,581万2,000円と定めるものであります。

歳入では、市税で市民税、固定資産税、市たばこ税の確定見込みにより増額を行うものであり、また、地方交付税の特別交付税など各種交付金の確定による増額及び減額を行うものであります。

国支支出金では豪雪により除雪に係る土木費国庫補助金が増額となり、県支出金では緊急雇用創出臨時対策基金事業及びふるさと雇用再生臨時対策基金事業の確定見込みにより、商工費県補助金が減額となっております。また、基金繰入金では、まちづくり交付金事業などの各種事業費の確定により減額を行うものであります。

次に、歳出では、歳入でも申し上げましたが、緊急雇用創出臨時対策基金事業及びふるさと雇用再生臨時対策基金事業の確定見込みにより減額を行うものであります。

また、歳入歳出予算の調整については、歳入では財政調整基金繰入金を3億2,140万5,000円の減額、歳出では当基金積立金へ4,197万6,000円の増額により行うものであります。

次に、議案第54号平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,109万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億6,409万5,000円と定めるものであります。

今回の補正予算は、先ほど報告したように4月3日夜から4日にかけての強風被害に伴うもので、歳入としては建物災害共済金、自動車損害共済金として804万1,000円を計上しております。歳出としては、屋根などが破損した公共施設等の修繕料及び工事費として2,344万4,000円、ごみ処理手数料及び改修委託料として680万円などを計上しております。

なお、歳入歳出予算の調整については、財政調整基金から1,998万2,000円を繰り入れして行うものであります。

以上、議案の要旨について御説明を申し上げましたが、補足説明については担当の部課長等が行いますので、よろしく御審議をいただき承認並びに可決決定くださるようお願いをいたします。

●議長（佐藤文昭君） これから担当部長から主な項目についての補足説明を行います。

初めに、報告第1号について産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） それでは、報告第1号専決処分の報告についての補足説明を行います。

4月3日に示談が成立しました賠償額8万8,745円の市の過失割合は100%です。自動販売機の所有者は、仙台市にありますサントリーフーズ株式会社東北支社です。

事故の原因は、狭い市道を除雪作業中、方向転換のためバックしたところ右後部のタイヤが自動販売機に接触したもので、運転手が後方の安全確認を怠ったことによるものでした。今後はこのような事故が発生しないよう、除雪講習会への参加や作業時の安全確認の点検、注意喚起を徹底するとともに、除雪する現場によっては補助員などの配置も検討したいと考えております。

なお、賠償金につきましては、すべて保険会社から補てんされています。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第51号及び第52号について総務部長。

●総務部長（森鉄也君） それでは、議案第51号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）の補足説明をいたします。

5ページからの改正内容でございますが、改正部分につきましては条項別にまとめた資料をお配りしております。各条項ごとの説明は割愛させていただきます。改正の要点について御説明をさせていただきます。

初めに、このたびの地方税法等の一部を改正する理由でございます。

税制の公平性の確保、そして課税の適正化の観点から、土地に係る固定資産税につきまして住宅用地の措置特例を据え置き特例を廃止しまして、平成24年度の評価がえに伴う税負担の調整を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う必要から、地方税法等の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されております。これに伴いまして、にかほ市税条例につきましても改正する必要があります。専決処分をしたものでございます。

改正の主な内容でございます。

1点目としまして、東日本大震災で居住用の家屋が滅失し、その家屋の敷地や敷地の上に存在する権利を譲渡した場合の譲渡所得の課税特例が受けられる譲渡期間の要件が、これまでは災害の

あった日から租税特別措置法で定める3年となってございましたが、震災特例法の規定によりまして7年目の12月31日までと延長されました。また、住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン減税でございますが、この対象となる住宅につきましては、本来居住していることが税控除の条件でございますが、東日本大震災が要因で居住の用に供することができなくなった場合には、居住していなくとも控除の対象となる住宅ローンがあれば、これまでどおり控除が受けられることとされたため、個人市民税の課税特例について所要の整備を行っております。

2点目として、固定資産税につきましては、平成24年度の評価がえに伴いまして土地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の税負担につきまして、課税の公平、均衡化を促進するための調整措置を講じたものでございます。

具体的には、これまで課税の公平性の観点から、地域や土地にばらつきのある負担水準——負担水準というのは評価額に対する前年度課税標準額の割合でございますが、これを均衡化させるため、税負担の調整措置が講じられ、宅地につきましては負担水準が0.8以上の高い土地は税負担を引き下げ、または据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることで、負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組みが導入されてきたところでございます。このたび負担水準の幅が狭まったこと、あるいは土地の下落が続いて不公平感を解消するためのこのような税負担の調整システムが機能しない状況から、不公平是正の観点から、住宅用地に係る固定資産税の据え置き特例が廃止されました。しかしながら、納税者の負担感に配慮する観点から、経過措置として平成24年度及び平成25年度においては、住宅用地の負担水準が、従来は0.8以上の土地にかかわる固定資産税の額は前年度の税額据え置きとするとされていたものを0.9以上とする据え置き特例を残しまして、平成26年度からはすべて廃止となるものでございます。

3点目としましては、その他、法改正に伴いまして条例中にある関連条項を整備するほか、改正規定の適用に当たって所要の経過措置を講じております。

続きまして、議案第52号でございます。12ページになります。にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分報告及びその承認について（専決第2号）の補足説明をいたします。

地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布されたことに伴いまして、にかほ市国民健康保険税条例につきましても改正する必要性があり、専決処分をしたものでございます。

改正の内容でございますが、市税条例の改正と同様に東日本大震災で居住用の家屋が滅失し、その家屋の敷地及び敷地の上に存在する権利を譲渡した場合の譲渡所得の課税所得が受けられる譲渡用期間要件が、これまでは災害のあった日から租税特別措置法で定める3年としていたものでございますが、震災特例法の規定で今後7年目の12月31日までと延長されたことに伴いまして関連条項の整備を行ったものでございます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第53号について総務部長。

●総務部長（森鉄也君） それでは、議案第53号平成23年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）でございます。

これにつきましては、歳入では、市税及び各種交付金の確定、それからふるさと雇用及び緊急雇

用に係る委託事業の精算による歳入歳出予算の補正、各種基金の調整、財源の振替が主な内容となっております。

歳入につきましては7ページをお開き願います。1款1項中、1目個人市民税につきましては、1節の現年課税分において特別徴収分が見込みより1,755万7,000円減額となりましたが、普通徴収分と退職分が合計で見込みを1,500万円上回りまして、最終見込額として差し引き255万7,000円を減額するものでございます。同じく2節の滞納繰越分につきましては、滞納整理に努めました結果、見込みを208万7,000円上回りまして増額となっております。個人市民税全体では、差し引きで47万円の減額となったところでございます。また、2目法人市民税の1節の現年課税分につきましては、見込みを上回りまして500万円の増額しております。同2項1目固定資産税2節の滞納繰越分につきましては447万6,000円を、同じく4項1目市たばこ税につきましては1,048万8,000円を、それぞれ見込額を上回り増額するものでございます。2項地方譲与税、それから8ページ、3款利子割交付金から9ページ、11款交通安全対策特別交付金までは、それぞれの交付額の確定に伴う補正でございますが、10款の地方交付税のうち特別交付税の確定額としましては2億8,650万円の増額により、5億132万円となります。

ほかに23年度では、新たに震災復旧特別交付税として震災対策戦略作物生産基盤整備事業補助金分1,000万円、地方税法の特例措置、自動車取得税交付金減収分として17万9,000円、合計で1,017万9,000円が交付されております。

また、10ページをお願いします。下段になります。18款2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出の調整を行った結果、3億2,140万5,000円を減額するものでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。歳出でございます。上段の2款1項2目財政管理費25節積立金4,197万6,000円は、財政調整基金への積立金でございまして、補正後の基金残高は18億2,430万5,000円となります。同じく12目情報管理費13節委託料の39万2,000円の減額は、ふるさとITアドバイザー確保事業委託にかかわる実績による減額でございます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） それでは、歳出12ページをお願いいたします。2款7項3目防犯街灯等対策費13節5万7,000円の減です。これは防犯街灯台帳等整備事業委託料になりますけれども、当初予算額に対する最終実績による契約額との差額不用額でございます。3款1項2目老人福祉費13節194万6,000円の減です。これは地域総合福祉推進事業委託料、ふるさと雇用で社会福祉協議会に委託しているものでありますけれども、ひとり暮らし高齢者等への声かけ見回り巡回事業2人分に係るものです。減額の内容は、2人のうちの1人が途中雇用となったことによる人件費の減額が主なものです。5目介護保険事業費13節3,925万円の減です。要介護者支援・介護員育成事業、ふるさと雇用と緊急雇用に係るものです。事業は社会福祉協議会に委託しているものであります。このうち、ふるさと雇用分の1,847万5,000円の減額は、委託契約時は26人の雇用としておりましたけれども、月によっては22人から24人の雇用にとどまったこと、また、緊急雇用の2,077万5,000円の減額は、委託契約時は

10人の雇用としておりましたけれども、月によって四、五人の雇用にとどまったことによる人件費の減額です。失業者をハローワークで募集してきましたが、計画どおりに採用できずに時期がおくれたりしたこと、また、途中退職の人がいたりしたことによるものです。4款1項6目環境衛生費13節120万3,000円の減です。これは自然エネルギー普及促進事業委託料でございますが、2人の方を雇用しておりましたけれども1人の方が8月にやめたことによる人件費分の減額が主なものです。なお、残りの1名については、今年度から正社員として継続雇用されております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） それでは、10ページをお願いいたします。歳入です。上段の14款2項3目1節の道路橋梁費補助金1,200万円の増額は、雪寒地域道路事業費補助金として、今年の豪雪に対する除雪費の補助金です。参考でありますけれども、平成18年の豪雪時にも1,200万円、そして平成23年の豪雪には2,400万円の金額が国から交付されております。その下の15款2項7目2節の商工費補助金5,797万1,000円の減額は、事業費が確定したことに伴い、ふるさと雇用再生臨時対策基金事業費補助金で3,487万1,000円を、緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金で2,310万円をそれぞれ減額するものです。中段15款3項6目2節の道路橋梁費委託金270万3,000円の増額は、県から市が除雪を委託されている県道3路線6.5キロメートルにつきまして、今年の豪雪に伴い除雪機械の稼働時間が多くなったことから、増額になったものであります。下段の18款2項5目温泉保養センターはまなすの施設整備基金繰入金68万1,000円の減額と、11ページの6目象潟観光振興施設整備基金繰入金21万1,000円の減額は、いずれも事業費の確定によるものです。7目勢至公園環境整備基金繰入金224万2,000円の減額は、まちづくり交付金事業と公園修繕事業の事業費の確定によるものです。

次に、13ページをお開きください。歳出です。中段6款1項3目農業振興費の13節委託料195万5,000円の減額のうち、中ほどにあります、にかほのうめものづくり支援事業委託料63万2,000円の減額は、悪天候などにより勤務日数の減少によるものです。その下の収納準備実践事業業務委託料128万8,000円の減額は、受託事業者が消費税免税事業者であることから、人件費に係る消費税相当額として58万6,400円を、また、収納期間の減少分として70万1,762円をそれぞれ減額するものです。下段の7款1項2目商工費の13節委託料1,229万3,000円の減額は、事業費の確定によるもので、減額の主な理由は中途退職者等による人件費の減少や請負差額によるものです。

14ページをお開きください。上段7款2項1目観光総務費の13節委託料119万9,000円の減額についても、それぞれ事業費の確定によるものです。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、教育次長。

●教育次長（武藤一男君） 歳出のほうからお願いします。11ページをお願いします。18款2項8目教育サポート基金繰入金でございます。これは、平成23年度当初に学校生活学習サポート30人と図書司書補助員12人の事業費で、日数等の実績に基づき74万8,000円を減額するものでございます。その次の雑入でございますけれども、これは奨学資金無償譲渡債権返済金が確定しているものですから26万3,000円を増額しております。

次に歳出、15ページをお願いします。15ページの10款1項3目、これは教育助成金ですけど

も、歳入と関連しますけれども返済金を積み立てするものでございます。それから一番最後、10款5項3目屋外運動施設管理費ですけれども、この106万8,000円の減額ですけれども、スポーツ施設活動促進事業委託業務の精算によるものですが、平成23年度事業ではグラウンドの管理について芝生の生育に重要な役割を果たす、水はけの関係もあるんですけれども、目土として川砂を利用していますが、それが安価で購入できたことから減額するものでございます。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第54号について総務部長。

●総務部長（森鉄也君） それでは、議案第54号平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）の総務部関係の補足説明をいたします。

先ほど市長から報告もありました4月3日から4日にかけての強風、高潮により被害を受けた公共施設などの修繕費等が主な内容となっております。お配りの資料等もあわせて御覧いただきたいと思えます。

6ページでございます。18款2項1目財政調整基金の繰入金につきましては、歳入歳出予算の調整に伴いまして1,998万2,000円を繰り入れするものでございます。補正後の基金残高でございますが、16億8,432万4,000円となります。

それから、20款5項6目雑入でございます。市有建物の被害に伴う建物災害共済金として756万1,000円を計上しております。風水害による場合は被害額の50%の割合となっております。また、自動車損害共済金48万円でございますが、資料52番のスクールバスの修理費約34万3,000円、それから66番の消防本部の指揮広報車の修理費約13万7,000円の2件分で、こちらにつきましては100%共済金で賄われることとなります。

次に、歳出でございます。7ページでございます。2款1項4目財産管理費11節修繕料27万円は、資料の3番から8番までの6件分の修繕料となります。13節の委託料及び15節の工事請負費は、資料9番、10番、それで写真にもございますが旧象潟中学校の建物、現在倉庫として使っておりますが、その屋根の防水シートのはがれによる破損でございます。設計管理委託料10万5,000円、工事請負費208万4,000円を計上しております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） それでは、歳出の7ページをお願いいたします。2款7項2目交通安全対策費11節90万7,000円は、被害を受けたカーブミラー22基分の修繕料です。3目防犯街灯等対策費11節70万9,000円は、被害があった防犯街灯14基分の修繕料です。3款1項7目福祉施設管理費11節36万8,000円は、老人憩の家等の被害の修繕料です。この内訳は、午ノ浜温泉の排気筒修繕が9万7,000円、老人憩の家けやきの壁、なぎさ荘の玄関・ひさし、かもめ荘のアンテナ修繕、あわせて13万6,000円、それから老人福祉施設の源泉ポンプ電源引き込みポールの修繕及び漏電修理で13万5,000円の内訳となっております。4款1項5目保健センター管理費11節22万4,000円は、総合福祉交流センタースマイルの屋上アルミ門扉、アルミ屋根、屋根瓦の一部に破損があったことによる修繕料です。6目環境衛生費11節48万1,000円は、青松苑の屋根、はふ、瓦等の破損に伴う修繕料です。

8ページです。2項1目清掃総務費12節500万円、これは海岸道路等に打ちあげられた流木、あ

るいは飛散したごみを各地域の最終処分場に仮置き、または搬入予定のごみの処分手数料です。約120トン分を計上してございます。13節180万円、これは最終処分場に仮置きしている被害ごみ等の積み込み及び運搬業務の委託料として計上しております。19節64万円、全壊及び部分破損した自治会のごみステーション12基分の整備に対する補助金でございます。2目清掃センター運営費11節254万2,000円は、清掃センターの倉庫の屋根、シャッター、窓等の破損による修繕料です。3目最終処分場管理費11節18万8,000円は、にかほ最終処分場施設の管理用フェンス、屋根瓦破損及び象潟最終処分場管理事務所の外壁破損の修繕料です。15節15万8,000円、これは破損した象潟最終処分場簡易トイレ1基分の設置工事でございます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） 6ページをお開きください。歳入です。中段18款2項7目勢至公園環境整備基金繰入金262万5,000円の増額は、南極公園によるトイレのトップライトガラスが破損し、その修繕工事に当てるために工事費の半分を基金から繰り入れするものです。なお、残りの財源につきましては、建物災害共済金を充てることにしております。

8ページをお開きください。歳出です。中段の7款2項2目観光施設費の11節修繕料228万2,000円の増額は、巾山スキー場圧雪車庫や仁賀保高原のひばり荘前にあります芝生広場管理棟の屋根の修繕のほか、市内に設置してある観光案内板約10枚を修繕するものです。15節工事請負費127万4,000円の増額は、仁賀保高原のひばり荘の南側にありますポニー舎が全壊したことから、解体撤去費用ということで計上しております。その下の3項2目公園管理費の11節修繕料72万5,000円の増額は、市内にある公園の東屋の屋根、看板の修理費であります。15節工事請負費779万円の増額は、TDK琴浦工場跡地にある公園用資材倉庫のトタン屋根修繕に178万6,000円を、岬公園にある東屋の屋根修繕に75万4,000円を、そして南極公園にあるトイレのトップライトガラス修繕に525万円を計上しております。以上が産業建設部関係の補正です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、消防長。

●消防長（柳橋稔君） 9ページでございます。9款1項1目常備消防費11節需用費13万8,000円でございます。これに関しましては、4日の日14時15分ころ、避難者3名を塩焚浜から金浦コミュニティセンターに搬送するときに現場到着した指揮広報車運転手がドアを開放したところ、ドアがあおられたと——強風にあおられて損傷したということでございます。また、9款1項3目消防施設費11節需用費7万4,000円でございます。こちらは消防庁舎が風によります影響で屋根瓦が損傷したものです。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、教育次長。

●教育次長（武藤一男君） 教育委員会関係ですけれども9ページです。強風被害関係、すべてでございます。10款1項2目教育総務費、この修繕費は金浦小学校のスクールバスの車庫のシャッター、それからドアが破損しまして、中に入っているバス後部のナンバーやバンパー、そういうものが損傷したものでございます。それから、10款4項8目金浦勤労青少年ホームの管理費ですけれども、この委託料10万6,000円は、青少年ホーム内にあるさんねん山の由来の看板1基が破損しまして、新たに委託し製作設置するものでございます。それから、10款4項9目フェライト科学館で

すけれども、これは本体の屋根、軒天の部分のところビスでとまっているんですけれども、そのビスが外れまして屋根が持ち上げられまして、それを修理するものでございます。

次のページをお願いします。10款5項4目の海洋センターの管理費です。これは竹嶋潟にあるカヌーなどが入っている艇庫の屋根、シャッター、それからBGプールの外にある駐輪場等が破損したもので、これを計上しております。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） これで提案理由の説明を終わります。

所用のため25分まで休憩いたします。

午前11時17分 休 憩

午前11時26分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑には自己の思いや意見を入れないようにしてください。なお、発言は自席で行ってください。

初めに、報告第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで報告第1号についての質疑を終わります。

次に、議案第51号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）の質疑を行います。

通告がありましたので発言を許します。12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 附則第21条にありましたが、一般社団法人のことが出ておりましたので、今の観光協会も去年、一般社団法人に切りかえるというふうになったので、その辺のことによる変更といえいいんですか、そういうことがあるかなということも頭にあったということと、それからもう一つは、現在使っておる場所が前消防署だったし、その関連などもどうなっているかというのを確認して、この条項の変更による影響があるのかどうか、そのことについてお尋ねしたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（森鉄也君） それではお答えいたします。

このたびの第21条の改正につきましては、にかほ市観光協会が去年、平成23年9月1日に社団法人から一般社団法人に移行しております。

御質問の同法人の固定資産ということでございますが、今回の改正で追加されました移行一般社団法人財団法人が設置する図書館あるいは博物館、幼稚園に係る固定資産税の非課税措置の規定に該当するものを定めておりますので、これに該当するものは当にかほ市観光協会にはないということでございます。それで、消防署に現在事務所を構えているわけですが、市からの貸付ということでございますので、あとその他、観光協会の固定資産の保有状況につきましては産業建設部長のほうか

らお答えいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） それではお答えします。

市観光協会から聞き取り調査を行った結果、固定資産税はないという答えでありました。以上です。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第 51 号に対する質疑を終わります。

次に、議案第 52 号にかほ市国民保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第 2 号）の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第 52 号に対する質疑を終わります。

次に、議案第 53 号平成 23 年度にかほ市一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 3 号）の質疑を行います。

質疑の通告がありましたので順次発言を許します。初めに 5 番竹内賢議員。

●5 番（竹内賢君） 2 点にわたってお伺いしたいと思います。

最初は、ページ 9 ページです。10 款 1-1、地方交付税の内訳ですが、特別交付税が今回 2 億 8,650 万円交付されております。交付された主な算定項目で分かるものの項目と額について伺います。

12 ページです。12 ページで、先ほど説明もありましたけれども、もっと詳しくお伺いします。3-1-5 です。介護保険事業の要介護者支援・介護員育成事業委託料のふるさと雇用と緊急雇用について、それぞれ約 22.5%の 1,847 万 5,000 円と 67%の 2,077 万 5,000 円の減額補正です。計画ではそれぞれ 8,224 万 9,000 円の 26 人と 3,102 万 1,000 円の 10 人を雇用することになっています。先ほどの説明もありましたが、両事業ともに継続事業であります。そして委託先が、説明では社会福祉協議会から再委託という話でしたので、再委託の実情とそういうものについてもう少し詳細にお伺いしたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（森鉄也君） それでは、地方交付税の特別交付税の算定項目と額についてということでお答えいたします。

平成 23 年度特別交付税につきましては、当初予算で 2 億円を計上しまして、昨年 11 月の臨時議会におきまして非常勤消防団員の公務災害負担分として 1,482 万円の追加補正を行いまして、予算額としては 2 億 1,482 万円となっていたところでございます。このたび平成 23 年度の交付額が 3 月 23 日に交付決定されました。最終的には 5 億 132 万円と確定しましたことから、差額の 2 億 8,650 万円を補正計上したものでございます。

特別交付税の主な交付額の内訳でございますが、地方バス分として 2,875 万 4,000 円、中小企業対策分として 1,659 万 5,000 円、中山間地域分として 2,378 万 7,000 円などとなっております、地域の特殊性、あるいは地域の事情でもってこう算定されるものでございますが、一番交付額が多額な分としましては、交付基準に基づかない国の裁量などにより交付される調整額が 2 億 7,551 万 8,000 円となっております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） 3款1項5目でございます。ふるさと雇用、緊急雇用とも社会福祉協議会に委託しておりますが、社会福祉協議会はふるさと雇用について社会福祉法人象潟健成会、有限会社アタカンテ、株式会社和心、株式会社大日向建築に採択しております。また、緊急雇用については、有限会社アタカンテを除くそれぞれの事業所に再委託しております。

雇用実績でございますが、ふるさと雇用は年間318人の事業計画でございましたが、実績は年間272人とどまっております。月によりますと、その内訳は、社会福祉協議会が二、三人、象潟健成会が12人、アタカンテが2人、株式会社和心が二、三人、大日向建築が三、四人となっております。人件費の支払事業計画では8,067万円を見込んでおりましたけれども、実績では6,319万4,000円となっております。

また、緊急雇用につきましては年間の雇用計画では120人でございましたが、実績では58人とどまっております。その月による内訳でございますけれども、社会福祉協議会が1人、象潟健成会が1人、株式会社和心が1人、株式会社大日向建築が2人ということでございまして、人件費の支払計画では3,046万6,000円を予定しておりましたけれども支払実績は996万4,000円という結果でございました。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 5番竹内賢議員。

●5番（竹内賢君） 今の総務部長の説明の中で、この実情についてどのように判断を、いわゆる計画とですね、このように差が出ているわけですけれども、この分析というか、どういう分析をされていますか。

●議長（佐藤文昭君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） 特に緊急雇用について低いわけでございますが、これにつきましては継続雇用ができないということが一つネックになったようでございます。そういうことで途中でやめた、あるいはそれ以上の更新できないということで、ハローワークで募集してもなかなか人が集まらなかったということだったようです。

●議長（佐藤文昭君） 5番竹内賢議員。

●5番（竹内賢君） 両事業とも介護員を育成するという内容になった、目的になっています。この介護員を育成するという目的に沿って社会福祉協議会からまた再委託をするというふうにした、再委託先の仕事の内容、あるいはこの目的が実際に継続事業として何というか、達せられているのか。その辺についてはどのように判断をしておりますか。

●議長（佐藤文昭君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） ふるさと雇用につきましては、契約後それぞれの事業所ですべて継続雇用されているという状況でございます。そういう、ふるさと雇用につきましては予定どおり進んでいるのではないかと考えております。

●議長（佐藤文昭君） 次に、1番伊東温子議員。

●1番（伊東温子君） 議案第53号について、平成23年度にかほ市一般会計補正予算の中で、共同受注システム構築事業委託料の減額について質疑いたします。

平成 24 年度の会社設立も視野に入れて、ふるさと雇用再生臨時対策基金約 1 億 3,000 万円ぐらいだったでしょうか、これを活用して 2 年半にわたって事業を展開してきた共同受注システムの構築事業の委託料の 1,215 万円の減額について、これは専決処分されていますけれども、その理由をもう一度詳しくお願いしたいと思います。

それからもう一つ、2 月 8 日に市長が TDK 本社を訪問して社長と、この地域をものづくり地域として強化していきたい、また、東北経済産業次長には、ふるさと雇用、緊急雇用の最低 3 年間の継続をお願いしていたと聞きました。この事業は専決処分されているわけですがけれども、にかほシステムズという会社が、まだ合同会社が、財務処理のためだと思われまますけれども、平成 24 年度予算の管理委託料として計上になっています。この点について、今のこのにかほ市の状況の中でこの事業をどういう形でか活用していくという意思がなかったのかどうか、質疑したいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） それでは最初に、共同受注システム構築事業の委託料減額理由についてお答えします。

当事業につきましては、他の事業と同じく平成 23 年度の事業費の確定に伴い 1,215 万円を減額するものです。減額の理由には大きくわけて二つ理由があります。一つは、予算額 6,815 万円に対して商工会との当初契約額が 6,360 万 7,000 円であったことから、ここで 454 万 3,000 円の請負差額が生じました。二つ目の理由として、商工会と 6,360 万 7,000 円で契約しましたが、数量等の変更により最終的に契約額が 5,600 万円になったことから、760 万 7,000 円が減額になったことであります。したがって、請負差額 454 万 3,000 円と数量等の変更による 760 万 7,000 円の減額で、あわせまして 1,215 万円の減額であります。

数量等の変更分 760 万 7,000 円の減額の内訳でありますけれども、一つは人件費で 322 万 2,000 円、それから旅費等の諸経費で 438 万 5,000 円となっています。人件費の 322 万 2,000 円の減額は、中途退職者、あるいは勤務人員、それから日数等の減によるものが主な理由であります。また、旅費等の諸経費 438 万 5,000 円の減額は、営業活動を昨年未で停止したことによる減額であります。

次に、今のにかほ市内の状況の中でこの事業を活用する意思はなかったかの御質問であります。

共同受注システム構築事業は、雇用創出と継続的な事業化を目指した事業ですが、事業の継続につきましては補助期間が平成 23 年度で終了するというので、これをもって終了したいということで事業関係者の間で決定しておりました。これは 2 年間にわたる営業活動の実績に基づき、事業化は不可能と判断したものです。事業を継続するためには市や関係事業所が将来的にわたり相当の負担が想定されることから、負担を強いる事業は継続することは妥当でないと判断したもので、市でもその経緯を尊重して今回に至っているということでもあります。以上です。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第 53 号に対する質疑を終わります。

次に、議案第 54 号平成 24 年度にかほ市一般会計補正予算（第 1 号）についての質疑を行います。

通告がありましたので順次発言を許します。初めに 5 番竹内賢議員。

●5 番（竹内賢君） 先ほどの説明をいただいて大体納得しましたが、ちょっと詳しくというか、私、各種設備補修委託料というふうにしてあったので施設の中のものかと、そういう感じがしたわ

けですよ。それで聞いたら今の看板だというお話でしたから、つけ足すことがなければよろしいです。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育次長。

●教育次長（武藤一男君） その保守点検委託料のほうにまず入れたわけですがけれども、前回は公民館の入り口なんかも、館内一緒ということで看板をまず入れまして、このまず各種設備保守管理委託料のほうに含めたわけですがけれども、そのとおりでまだ実施したいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 次に、12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 8ページの清掃総務費委託料について先ほど説明があつて、ごみが120トンもあると、それで大変な状況だなどというふうに分かりました。それで、私も一部、漁港から流れついて頑張って引き上げて船が通れるようになって、ごみが山のようになっているのを何とかできないかという相談も受けたんですが、素早く対処していただき大変喜ばれております。ですが、この範囲箇所について質問するのは、漏れがないかっていうようなことなどで、この自治体からの聞き取りとか要請とかそういうのを受けるシステム、あるいはそういう手続きをして範囲あるいは箇所などを把握しているかどうか、そういうことと、このごみは処理できないよというふうに断るようなものがあつたかどうか、その二つについてお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） 飛散した漂着物あるいは木材等の粗大ごみは、建設課等で回収して市内の各最終処分場に一時仮置きしております。また、4月20日現在でございますけれども、各自治会からの要請によるごみの回収状況では、象潟地区では8自治会、軽トラック5台分、そして2トン車9台分。仁賀保地区については5自治会から軽トラック6台分、2トン車8台分を回収してございます。金浦地区のほうからは、まだございません。また、暴風による被害にあつた屋根の瓦、あるいは外壁の燃えないものですね、これにつきましては、被害にあつた分については各最終処分場のほうに無料で——個人の住宅については無料で5月いっぱい——手数料無料として引き取るということで各自治会にも連絡してございます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第54号に対する質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

初めに、議案第51号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）の討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第51号についての討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議案第51号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第52号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分報告及びその承認について（専決第2号）の討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第52号についての討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議案第52号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分報告及びその承認について（専決第2号）は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第53号平成23年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）の討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第53号についての討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議案第53号平成23年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第54号平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第54号についての討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議案第54号平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 24 年第 3 回にかほ市議会臨時会を閉会します。

午前 11 時 53 分 閉 会

---